

広島県告示第二百七十五号

広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）別表第二の規定により、広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。  
 なお、令和元年広島県告示第五百四十三号（広島県立中央森林公園における広場、サイクリングロード、自転車その他知事が別に定める施設等の利用料金の範囲）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 広場、サイクリングロードその他の施設の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲
広場、サイクリングロードその他の施設	一〇〇平方メートルにつき三時間まで（ことに）	一九〇円以内

二 自転車の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲		
		一回の利用台数が一九台以下の場合	平日	一回の利用台数が二〇台以上の場合
ロード レーサ ー	一台二時間 につき	一、一三〇円以内	五七〇円以内	一、〇二〇円以内
				休日
マウン テンバ イクニ 六	一台延長一 時間につき	八五〇円以内	四三〇円以内	七六〇円以内
				三九〇円以内
マウン テンバ イクニ 四	一台延長一 時間につき	六九〇円以内	三五〇円以内	六三〇円以内
				三二〇円以内
軽快車	一台延長一 時間につき	六九〇円以内	三五〇円以内	六三〇円以内
				三二〇円以内
子供乗 せ付軽	一台二時間 につき	一、〇五〇円以内	五四〇円以内	九六〇円以内

快車	一台延長一時間につき	三二〇円以内		
子供マウンバイク	一台延長一時間につき	一台二時間につき	三九〇円以内	三五〇円以内
			二二〇円以内	
			一七〇円以内	
おもしろ自転車	一台三〇分までごとに	四六〇円以内		

備考

- 一 この表において平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日以外の日をいう。
- 二 この表において休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。